令和８年９月　８日　開会

令和８年９月１８日　閉会

令和８年第３回安八町議会
定例会会議録

岐阜県安八町議会

目　　次

９月８日（火）

議事日程 …… 1
議長及び出席議員 …… 2
地方自治法第121条第１項の規定により議場に出席した者 …… 2
職務のために出席した者 …… 2
開会 …… 3
会議録署名者決定 …… 3
会期決定 …… 3
議第38号について（提案説明・採決） …… 4
議第39号について（提案説明・質疑・委員会付託） …… 5
議第40号から議第42号までについて（提案説明・質疑・委員会付託） …… 7
議第43号について（提案説明・質疑・委員会付託） …… １２
議第44号について（提案説明・質疑・委員会付託） …… １４
議第45号について（提案説明・質疑・委員会付託） …… １７
議第46号について（提案説明・質疑・委員会付託） …… １９
認定第１号から認定第７号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）… ２１
散会 …… ３３
会議録署名議員 …… ３４

９月18日（金）

議事日程 …… ３５
議長及び出席議員 …… ３６
地方自治法第121条第１項の規定により議場に出席した者 …… ３６
職務のために出席した者 …… ３６
開議 …… ３７
会議録署名者決定 …… ３７
一般質問 …… ３７

３番　西松幸子議員 …… ３７
４番　傍嶋邦博議員 …… ４２
７番　石原英一議員 …… ５０
１番　栗原宏行議員 …… ５２
特別委員会報告 …… ５５
議会改革特別委員会 …… ５５
常任委員会報告 …… ５５
民生文教常任委員会 …… ５６
総務産建常任委員会 …… ５７
議第39号から認定第７号までについて（討論・採決）…… ５７
閉会 …… ５８
会議録署名議員 …… ５９

令和８年９月８日（第１日）

議　　事　　日　　程　（令和８年９月８日第１日）

日程第１		会議録署名者決定
日程第２		会期決定
日程第３	議 第38号	教育委員の任命につき同意を求める件
日程第４	議 第39号	安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第５	議 第40号	安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第６	議 第41号	安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第７	議 第42号	安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第８	議 第43号	安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第９	議 第44号	令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）
日程第10	議 第45号	令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第11	議 第46号	令和８年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第12	認定第１号	令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第２号	令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第３号	令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第４号	令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第５号	令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第６号	令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第18　認定第７号　令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について

１、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長　大　平　文　雄

○出席議員（10名）

１番　菜　原　宏　行	２番　渡　辺　康　司	３番　西　松　幸　子
４番　傍　嶋　邦　博	５番　坂　　悟	６番　渡　邊　裕　光
７番　石　原　英　一	８番　大　平　文　雄	９番　岩　田　譲　治
10番　山　中　美恵子		

○欠席議員（なし）

１、地方自治法第121条第１項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田　立	副町長	山田　恭
教育長	棚橋　剛	会計管理者	坂　和由
総務課長	河合　一	税務課長	堀迫秀紀
秘書広報・地方創生推進室長	桑原　毅	基盤整備統括監	大平共美
生活環境課長	古澤文秀	福祉課長兼安八温泉所長	山田　靖
こども家庭課長	定益直子	まちづくり推進課長	平田恵一
農政課長	今村厚士	教育課長兼ハートピア安八館長	梅村明広

１、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	松岡政司	書記	川添順子

（開会時間　午前10時00分）

議　長　皆さん、おはようございます。

ただいまより令和８年第３回安八町議会定例会の初日の議会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、今から令和８年第３回安八町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議　長　日程第１、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は１番　栗原宏行君、２番　渡辺康司君でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議　長　日程第２、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月18日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

議　長　町長から発言の申出がございますので、これを許します。

町長　岡田立君。

町　長　皆さん、おはようございます。

本日は、令和８年第３回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、そしてお足元の悪い中御参集賜り、誠にありがとうございます。

初めに、７月末に発生いたしました熊本地震、そして千葉や福井での豪雨により被災された方々に謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げ、改めて明日は我が身と心に刻んだところでございます。

また、今年はエルニーニョ現象の影響もあり、猛暑が続き、数多くの台風も発生しております。先月には18号から21号の４つの台風が太平洋域に存在

するというクワドラプル台風という状況も発生したところですので、これからの台風シーズンに備え、さらなる警戒感を持って町民の生命と財産を守るべく、いざというとき迅速で的確な初動体制の確立と、できる限りの快適な生活環境を提供できるよう努力していかなければならないというふうに思う次第でございます。

今年は、９月12日豪雨災害から50年を迎える節目の年となり、昨年の安八町合併70周年の折に、９月12日を安八町防災の日と制定をいたしました。１回目となる今年は、早朝から職員で避難所開設や運営に関わる防災訓練を開催し、引き続き町民対象に防災シンポジウムを挙行する予定でございます。

安八町防災の日制定の大きな意義である記憶と教訓を実際に経験していない若い世代も含めた町民全体へ共有し、後世へと確実に伝承していくこと、そして住民一人一人が自分の命は自分で守るという自助の意識を持ち、地域全体で支え合う共助の精神を育てていくこと、このことを理解していただき、毎年、防災の日が家族や地域で防災を語り合う１日となるよう願う次第でございます。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、教育委員の任命同意をはじめ条例改正のほか、令和８年度一般会計・特別会計補正予算、令和７年度決算認定などの16議案でございます。

個々の案件につきましては、担当課長より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方に申し上げます。説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

議　長　まず初めに、日程第３、議第38号　教育委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長　岡田立君。

町　長　それでは、議案書の１ページをお願いいたします。

議第38号　教育委員の任命につき同意を求める件について朗読、説明申し

上げます。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は略させていただきます。

氏名、渡邊幸良、住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

渡邊幸良さんですが、令和４年10月から教育委員として御活躍いただいておりますが、令和８年９月30日で任期満了を迎えますので、再任をお願いしたいと考えています。

渡邊さんは、大学教授としても活躍されており、識見豊かで常に新しい情報の下、適切な指導・助言をいただいております。今後も町教育行政の発展に御尽力いただけるものと確信しております。

どうぞ御理解をいただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　長　本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認め、議第38号について採決を行います。

本件について原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議　長　日程第４、議第39号　安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

生活環境課長　古澤文秀君。

生活環境課長　それでは、議案書３ページをお開きください。

議第39号につきまして御説明申し上げます。

議第39号　安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第86号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

１枚はねていただきまして、５ページをお願いいたします。

安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年安八町条例第20号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

それでは、議案資料の１ページを御覧ください。

安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第４条につきましては、認可地縁団体の印鑑の登録に係る手続を定めたものでございます。

中段にあります「第21条第２項」を「第18条の３第１項」に改めることにつきましては、本条例で引用しております地方自治法施行規則の改正により条項ずれが生じたことに伴い、引用条文を現行規則に合わせる改正を行うものでございます。

なお、改めた第18条の３第１項は、地縁団体の登録台帳の作成の根拠及び記載内容を定めております。

続きまして、第12条関係でございますが、こちらは代理人による申請について定めたものでございます。

12条内の２か所に記載があります「代表者等の」を「同令第18条の３第１項第７号の」に改めることにつきましては、第18条の３第１項第７号にて代理人に関する規定について定めていることから、今回の改正に伴い運用規定

の整備を行うものでございます。

それでは、議案書の５ページ末尾に戻っていただきまして、附則を御覧ください。

この条例は、令和８年10月１日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議　長　日程第５、議第40号　安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第６、議第41号　安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第７、議第42号　安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての３議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、日程第５、議第40号から日程第７、議第42号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長　定益直子さん。

こども家庭課長　議第40号から第42号につきましては関連するものでございますので、一括して御説明申し上げます。

それでは、議案書７ページをお願いいたします。

議第40号　安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年内閣府令第３号）等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

９ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

今回の改正点は３点ございます。

１点目は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）による国の基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る規定を新設するものでございます。

２点目は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の整備を行うものでございます。

３点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、専門的な知識及び経験を有する特定理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことができるとするものでございます。

その他、所要の改正となります。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料３ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

主なものについて御説明いたします。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

中段の第３条から、１枚はねていただきまして、４ページ下段の第６条第７項までは、今回創設された満３歳以上の児童を対象とする小規模保育事業に係る最低基準の目的や保育所等との連携に関する規定を整備するものでございます。

５ページをお願いいたします。

第13条では、家庭的保育事業者等に対し、児童対象性暴力等の防止及び発生時における利用乳幼児の保護に必要な措置を講ずることを新たに義務づけるものでございます。

１枚はねていただき、６ページ。

上段、第27条は、満３歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準は、小規模保育事業者Ａ型と同様とすることとしております。

１枚はねていただき、９ページをお願いいたします。

新設の第29条第４項は、小規模保育事業所Ａ型に勤務する特定理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことができることとし、保育士による支援を受けられる体制を確保することを定めるものでございます。

最下段から10ページにかけて、新設の第５項は、当該事業所に勤務する看護師等及び特定理学療法士等が共に保育を行う場合には、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないと定めるものでございます。

第31条の小規模保育事業所Ｂ型、１枚はねていただきまして、13ページ下段、第44条の保育所型事業所内保育事業所、１枚はねていただきまして、14ページ、第47条の小規模型事業所内保育事業所につきましても、第29条と同様に、特定理学療法士等を１人に限り保育士とみなすとともに、保育士による支援体制を確保する規定を整備するものでございます。

議案書の12ページのほうへお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和８年12月25日から施行するものでございます。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

議第41号　安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

１枚はねていただき、15ページをお願いいたします。

安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年安八町条例第36号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料17ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

改正内容としましては、議第40号と同様に、児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するものでございます。

新設する第13条の２では、乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等の防止及び発生時における利用乳幼児の保護に必要な措置を講ずることを義務づけるものでございます。

議案書の15ページに戻っていただき、附則でございます。

この条例は、令和８年12月25日から施行するものでございます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議第42号　安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年内閣府令第

３号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

19ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料19ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

改正内容としましては、議第40号と同様に、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定を整備するとともに、所要の改正を行うものでございます。

改正の主なものについて御説明申し上げます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

中段の第２条は用語の定義について、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、関係する用語を追加、改めるとともに、これに伴う項の繰下げを行うものでございます。

１枚はねていただきまして、20ページ下段、第６条から第52条までの関係法令の改正に伴う用語等の改正につきましては、説明を省略させていただきます。

３枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

下段、第37条第２項は、満３歳未満を対象とする特定地域型保育事業者について、27ページ中段、新設の第３項は、満３歳以上限定小規模保育事業者について、年齢に応じて利用定員を設定することを定めるものでございます。

第39条第２項及び28ページにかけて、新設の第３項は、各事業について、利用申込みが定員を超える場合、保育の必要性が高い子供が優先的に利用できるよう選考することを定めるとともに、これに伴う項の繰下げを行うものでございます。

２枚はねていただき、32ページをお願いいたします。

下段、第51条は、満３歳未満を対象とする特定地域型事業において、教育認定子どもを受け入れる場合の認可基準、利用定員及び運営に関する規定の準用について定めるものでございます。

１枚はねていただき、34ページ下段、新設の第51条の２は、満３歳以上限定小規模保育事業において、教育認定子どもを受け入れる場合について、35ページ最下段、第52条は、特定地域型事業において、満３歳以上保育認定子どもを受け入れる場合について、第51条と同様に、認可基準等に関する規定の準用について定めるものでございます。

議案書の25ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和８年12月25日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第40号から議第42号までは、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第40号から議第42号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議　長　日程第８、議第43号　安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長　河合一君。

総務課長　議案書の27ページをお願いいたします。

議第43号につきまして御説明申し上げます。

議第43号　安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和８年政令第179号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

１枚はねて、29ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

本条例は、非常勤消防団員等が公務により死亡、負傷、障害や介護が必要な状態等に陥った場合、遺族または本人に対し損害補償を的確に行うための規定を定める条例でございますが、最近の社会情勢に鑑み、政令が一部改正されたことに伴い、葬祭を行った場合に対する葬祭補償の額を引上げ改定するものでございます。

附則といたしまして、第１項、施行期日として、この条例は公布の日から施行する。第２項以降は、令和８年４月１日から遡及して適用することなどを規定しております。

以上、議案資料末尾の39ページの新旧対照表も御参照の上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第43号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議　長　日程第９、議第44号　令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

順次提案説明を求めていきます。

まず、総務課長　河合一君。

総務課長　議案書の31ページをお願いいたします。

議第44号につきまして御説明申し上げます。

議第44号　令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）。

令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,777万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億4,547万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該部分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、33ページ、第１表　歳入歳出予算補正でございます。以下の表、単位は1,000円となっております。

33ページが歳入、裏面の34ページが歳出となっております。

いずれも補正前の額69億7,769万9,000円にそれぞれ6,777万8,000円を追加し、70億4,547万7,000円とするものでございます。

35ページをお願いいたします。

２の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

最上段の款項目とも地方特例交付金、補正額、減額の106万円、中段の款項目とも地方交付税、補正額6,871万4,000円につきましては、令和８年度分の交付額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

裏面、36ページの３段目をお願いいたします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額、減額の

1,421万円は、今回の補正に伴う財源調整のため、基金からの繰入れを減額するものでございます。

続きまして、最下段の款項目とも繰越金、補正額43万8,000円。令和７年度分決算に伴う繰越額の確定により補正をお願いするものでございます。

１枚はねて、38ページをお願いいたします。

３の歳出でございます。

総務課分について御説明申し上げます。

上段の款、総務費、項、総務管理費、目の情報管理費、補正の額はございません。財源内訳、特定財源の国県支出金の県支出金43万6,000円は、岐阜地域ＤＸ推進事業費補助金でございます。

今年度、業務の効率化、省力化を目的に、自治体生成ＡＩを西濃１市９町で共同調達をいたしました。導入につき、県の補助事業に採択されましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

２行目の目、企画費、補正額16万5,000円、節区分、役務費、手数料の16万5,000円は、企業版ふるさと寄附金に係る金融機関への仲介手数料でございます。

３行目の基金費、補正額5,166万7,000円、財源内訳、特定財源、その他の寄附金100万円は、町外に本社を置く企業１社様からの寄附金でございます。

節区分、積立金5,166万7,000円のうち、今回歳入の増額補正をお願いする地方交付税のうち5,066万7,000円を減債基金へ、企業版ふるさと寄附金100万円を企業版ふるさと納税基金へ積立てをお願いするものでございます。

総務課分は以上でございます。

議　長　福祉課長兼安八温泉所長　山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長　続きまして、福祉課所管の補正予算について御説明いたします。

議案書を戻っていただきまして、37ページをお願いいたします。

款、諸収入、項目とも雑入、補正額322万4,000円であります。

今回、安八郡広域連合より令和７年度分の各種事業実績の確定に伴い、過年度精算金267万6,000円を、次に岐阜県後期高齢者医療広域連合より令和７年度分の保険事業費負担金の精算額が確定したことに伴い、過年度精算金54万8,000円をそれぞれ受け入れるものであります。

１枚はねていただきまして、38ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費、補正額905万円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金825万円は、民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金であります。

まず、老人福祉事務経費において２件の補正をお願いするものであります。

１つ目がグループホーム施設整備事業補助金です。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金825万円は、介護施設等における防災減災対策で、特に防災改修等支援事業を行うもので、福祉避難所でもあります認知症高齢者グループホームに非常用自家発電設備を整備するための国庫補助事業であります。補助率は10分の10であります。

今回、国からの内示により１事業所分が採択されたことから、当該事業所へ施設整備交付金を補助するものであります。

次に、２つ目が高齢難聴者補聴器購入費助成事業です。

節区分、扶助費80万円は、当初予算で申請件数を20件で見込んでおりましたが、９月７日現在で既に22件がございます。当初の見込みを上回り、今後の必要な予算20件分を増額するものであります。

次に、目、後期高齢者医療費、補正額599万円であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金は、令和７年度分の療養給付費負担金の額が確定し、追加納付が生じたことから、増額補正するものであります。

議　長　こども家庭課長　定益直子さん。

こども家庭課長　続きまして、こども家庭課分でございます。

議案書39ページをお願いいたします。

上段、款、民生費、項、児童福祉費、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の２万6,000円。財源内訳は、その他の寄附金２万6,000円でございます。

町内施設を利用されている団体より指定寄附金をいただきましたことから、備品購入費２万6,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、放課後児童クラブにおいて使用する視聴覚教材を購入する予定でございます。

議　長　教育課長兼ハートピア安八館長　梅村明広君。

教育課長兼ハートピア安八館長　続きまして、教育委員会分でございます。

議案書は、引き続き39ページをお願いいたします。

２段目の款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費につきましては、予算額の変更はございません。財源内訳として、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金79万9,000円は教育支援体制整備事業費補助金で、国庫支出金の採択を受けましたので、特別支援教育指導員、巡回支援員等の人件費に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

３段目の項、小学校費、目、学校管理費につきましても、予算額の変更はございません。財源内訳の特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金16万1,000円は教育支援体制整備事業費補助金で、こちらも国庫支出金の採択を受けましたので、小学校看護師の人件費に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

最下段、４段目の項、保健体育費、目、学校給食費、補正額88万円。

節区分、備品購入費88万円は、給食センターで使用しております給食管理栄養計算システムの更新に係る費用でございます。

以上、議第44号　令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第44号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議　長　日程第10、議第45号　令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

生活環境課長　古澤文秀君。

生活環境課長　それでは、議第45号につきまして御説明申し上げます。

議案書41ページをお開きください。

議第45号　令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,037万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,437万9,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、43ページ。

第１表　歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出です。

歳入歳出とも合計といたしまして補正前の額13億8,400万円、補正額1,037万9,000円、計13億9,437万9,000円でございます。

１枚はねていただきまして、44ページをお開きください。

歳入歳出の内訳です。

歳入内訳の上段の表からお願いいたします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の4,250万3,000円。

続きまして、下段の表でございます。

款項目とも繰越金、補正額5,288万2,000円。令和７年度決算による繰越金の確定及び財源調整のため、基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

続いて、45ページ。

上段の表は歳出内訳でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額24万8,000円。

節区分、委託料、業務委託、補正額24万8,000円。こちらは、システム標

準化に伴う様式変更に係る委託料の補正でございます。

続いて、下段の表です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額1,013万1,000円。

節区分、償還金、利子及び割引料、補正額1,013万1,000円。こちらは、令和７年度保険給付費などの確定による県への普通交付金の返還金でございます。

以上、令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第45号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第45号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議　長　日程第11、議第46号　令和８年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長　山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長　議案書の47ページをお願いいたします。

議第46号につきまして御説明いたします。

議第46号　令和８年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和８年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

897万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億897万6,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、第１表　歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

49ページの上段の表が歳入、下段の表が歳出であります。

いずれも補正前の額３億円から897万6,000円を増額し、３億897万6,000円とするものであります。

１枚はねていただきまして、50ページをお願いいたします。

事項別明細の２の歳入、３の歳出の内訳であります。単位は1,000円であります。

それでは、２の歳入内訳、上段の表からお願いいたします。

款項目とも繰越金、補正額897万6,000円は、令和７年度分決算額の確定により補正するものであります。

次に、３の歳出の内訳、下段の表をお願いいたします。

款項目とも予備費、補正額897万6,000円は、今回の補正に伴う財源調整のため、予備費を増額するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第46号は、会期内の民生文教常任委員会の付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、議第46号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで決定いたしました。

ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は11時５分ということで、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩ということで、よろしくお願いします。

（午前10時53分　休憩）

（午前11時05分　再開）

議　長　それでは、再開いたします。

議　長　日程第12、認定第１号　令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第２号　令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第３号　令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第４号　令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第５号　令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第６号　令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第18、認定第７号　令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について、以上を一括議題といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、日程第12、認定第１号から日程第18、認定第７号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより順次説明を求めます。

会計管理者　坂和由君。

会計管理者　ただいま上程されました７件の認定議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

認定第１号　令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、53ページをお願いします。

認定第２号　令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねて、55ページをお願いいたします。

認定第３号　令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねて、57ページをお願いします。

認定第４号　令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねて、59ページをお願いします。

認定第５号　令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねて、61ページをお願いします。

認定第６号　令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定によりまして、別冊のとおり認定

に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、63ページをお願いします。

認定第７号　令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について。

令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和８年９月８日提出、安八郡安八町長。

この決算内容につきましては、お手元の別冊、クリーム色の決算附属書類で御説明申し上げますので御準備をお願いします。

表紙から２枚はねていただきまして、ページは２ページ、３ページをお願いします。

令和７年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計の歳入総額は77億1,971万5,002円、歳出総額は71億5,518万1,840円、差引額５億6,453万3,162円でございます。差引額のうち、繰越明許費として4,109万5,000円、また地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額は３億4,800万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計、歳入は14億1,728万9,883円、歳出は13億6,340万6,953円、差引き5,388万2,930円でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計、歳入２億7,707万5,963円、歳出２億6,809万8,316円、差引き897万7,647円でございます。

続いて、児童発達支援事業特別会計、歳入2,218万5,765円、歳出2,074万5,752円、差引き144万13円でございます。

続いて、土地取得特別会計、歳入3,292万26円、歳出3,264万9,365円、差引き27万661円でございます。

続いて、水道事業会計、歳入２億2,247万3,272円、歳出３億5,988万5,242円、差引き１億3,741万1,970円のマイナスでございます。

続きまして、公共下水道事業会計、歳入10億9,611万1,880円、歳出12億4,756万5,911円、差引き１億5,145万4,031円のマイナスでございます。

資料は１枚はねて、４ページ、５ページをお願いします。

令和７年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

第六次総合計画の基本計画目標における事業費を掲載しております。

１枚はねた６ページ、７ページ、こちらにはその事業の目次を、１枚はねて、８ページ以降につきましては、その詳細を掲載しております。こちらにつきましては、各常任委員会で御説明申し上げます。

資料は少し飛んで、70ページ、71ページをお願いします。

70ページ、財産に関する調書でございます。

１．公有財産、(1)土地及び建物の土地において、区分欄の公共用財産、その他の施設欄に決算年度中の増減高2,695平方メートルの増がございます。こちらは、次期最終処分場の土地でございます。土地の決算年度末の現在高合計といたしましては31万4,255平方メートルでございます。

続きまして、右側の71ページ、建物でございます。

木造、非木造とも年度中の増減はございませんでしたので、延べ面積合計の決算年度末現在高は５万8,646平方メートルでございます。

続いて、(2)有価証券。

有価証券につきましても、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高といたしましては、合計で379万5,000円でございます。

続いて、(3)物権。

地上権も増減はございませんでしたので、年度末の現在高といたしましては４万8,965平方メートルでございます。

続いて、右側、71ページの(4)出資による権利。

こちらも増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高といたしましては969万6,000円でございます。

続きまして、資料１枚はねていただき、72ページをお願いします。

こちらが２の物品でございます。

決算年度中にマイクロバス１台を廃車し、新たにトイレトレーラーを購入いたしましたので、決算年度末の現在高といたしましては、合計32台を保有しております。

続いて、右側の73ページをお願いします。

３の基金。

決算年度中に増減のあった基金は、財政調整基金2,459万5,000円の増。

減債基金1,679万8,000円の増。

地域福祉基金4,000円の増。

ふるさと基金1,480万3,700円の増。

企業版ふるさと納税基金2,481万3,000円の増。

森林環境譲与税基金378万6,000円の減。

国民健康保険基金605万8,792円の減で、合計としては7,116万8,908円の増、決算年度末の現在高といたしましては16億5,690万5,869円でございます。

続きまして、資料１枚はねていただき、74、75ページをお願いします。

令和６年度・令和７年度の款別決算額比較表（一般会計）の歳入でございます。各項目の上段が６年度、下段が７年度でございます。

町税から、資料１枚はねていただいて、76ページの町債までの収入済額の合計といたしましては、７年度77億1,971万5,002円でございます。

また、右の77ページに記載してあります不納欠損額の合計は255万7,981円、また未収入額は4,883万9,900円でございます。

１枚はねて、78ページをお願いします。

歳出でございます。

議会費から予備費までの支出済額の合計は71億5,518万1,840円でございます。

続いて、１枚はねていただきまして、80ページをお願いします。

町税決算額の推移でございます。

表の最上段の欄、款の町税全体の決算額は22億3,842万1,446円でございます。前年比増減額は１億3,303万5,512円の増で、前年比割合は106.3％でございます。

続きまして、右側の81ページ、こちらは社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費でございます。

社会保障と税の一体改革により、消費税引上げによる増収分につきましては、年金、医療、介護、少子化対策に充てることとされておりまして、社会福祉、社会保険、保健衛生において記載の各種事業に充当しております。

続きまして、資料は１枚はねていただきまして、82ページをお願いします。

令和７年度一般会計歳入歳出決算説明書（概要）、歳入でございます。

特定財源につきましては、各常任委員会で御説明させていただきますので、

ここでは一般財源の中でも主なものを御説明申し上げます。

款の町税全体としての収入済額は22億3,842万1,446円でございます。内訳といたしましては、町民税の個人、現年課税分は７億7,221万706円で、収納率は99.3％でございます。法人の現年課税分は9,518万6,300円で、収納率は99.4％でございます。不納欠損額といたしましては、個人が71万2,000円、法人が18万円でございます。

続きまして、固定資産税の現年課税分11億8,505万4,434円で、収納率が99.3％、不納欠損額は146万2,000円でございます。

続きまして、軽自動車税の現年課税分、こちらは5,525万9,800円で、収納率は98.6％でございます。不納欠損は20万5,000円でございます。

たばこ税は１億175万8,874円でございます。

続きまして、款の地方譲与税、節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を合わせまして、収入済額は8,993万3,000円でございます。

続いて、右側、83ページをお願いします。

利子割交付金の収入済額は369万2,000円。

以下、配当割交付金1,939万1,000円。

株式等譲渡所得割交付金2,846万3,000円。

法人事業税交付金2,917万1,000円。

地方消費税交付金３億9,060万1,000円の内訳は、地方消費税交付金が１億6,761万3,000円、社会保障財源交付金が２億2,298万8,000円でございます。

ゴルフ場利用税交付金は501万2,700円。

環境性能割交付金1,383万9,000円。

地方特例交付金5,700万9,000円の内訳は、1,325万5,000円が個人住民税減収補てん特例交付金、また新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金で4,375万4,000円でございます。

地方交付税は17億6,668万1,000円で、普通交付税が16億6,599万4,000円、特別交付税が１億68万7,000円でございます。

１枚はねていただきまして、84ページをお願いします。

交通安全対策特別交付金119万7,000円でございます。

以下、款の分担金及び負担金から、ページは３枚はねていただきまして、90ページをお願いします。

90ページの上から２段目、県支出金の移譲事務交付金までにつきましては特定財源ですので、各常任委員会で説明をさせていただきます。

90ページの上から３段目、款の財産収入でございます。

利子及び配当金320万8,247円は、財政調整基金の預金利息のほか、東海旅客鉄道などの配当金でございます。

次に、土地貸付収入798万4,761円、土地の賃貸料でございます。

物品売払収入142万8,540円は、町のバスの売却代金でございます。

続きまして、款の寄附金、一般寄附金84万3,693円は15件分でございます。

続いて、款の繰入金のうち、財政調整基金繰入金は３億1,236万9,000円でございます。

続いて、91ページの繰越金の繰越金１億7,570万9,195円は、令和６年度純繰越金でございます。

繰越明許繰越金は8,415万5,000円でございます。

続いて、諸収入の延滞金717万8,214円は、町税に対する延滞金。

また、預金利子は154万5,810円でございます。

１枚資料はねていただきまして、92ページをお願いします。

諸収入の雑入２億1,579万8,030円のうち、一般財源の主なものとして、総務課分では、岐阜県振興協会基金市町村交付金736万6,000円、また福祉課分では、安八郡広域連合派遣職員人件費返還金2,664万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金700万9,000円、介護給付費等過年度収入221万4,000円、福祉医療過年度収入721万2,000円、障害者自立支援給付費負担金過年度収入（国・県）1,906万9,000円でございます。

続きまして、資料は１枚はねて、94ページをお願いします。

歳出でございます。

このページの議会費から、ページを飛んでいただいて118ページ、予備費までにつきましては、各常任委員会で説明を申し上げます。

資料は１枚またはねていただいて、120ページ、121ページをお願いします。

一般会計の性質別内訳及び科目別内訳でございます。単位は1,000円。下から４段目の合計欄の金額とその下の前年度合計欄の金額を比較いたしまして、大きく増減があった項目を説明させていただきます。

左から４つ目の項目、扶助費の合計は10億6,661万7,000円で、前年度比

8,938万4,000円の増となっております。これは、物価高騰対応子育て応援手当の増によるものでございます。

次に、補助費等、前年度比で１億3,650万円の増でございます。これは、工場等の設置奨励金の増によるものでございます。

次に、普通建設事業費、こちらは前年度比で１億7,333万9,000円の増でございます。こちらは、都市計画整備道路改良及び工専区域内の道水路整備による増でございます。

右ページの積立金、前年度比で２億8,119万2,000円の減。これは、財政調整基金への積立てが減少したものでございます。

続きまして、資料は１枚はねていただきまして、122ページ、123ページをお願いします。

地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高は、一般公共事業債から財源対策債まで合計２億1,260万円でございます。

123ページの決算年度中の元利償還高の合計は、元金が６億1,143万4,000円、利息は2,821万4,000円でございました。したがって、前年度末から元金を差引きしてまいりますと、表の一番右列、決算年度末現在高は、合計で51億3,620万5,000円でございます。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、資料１枚はねていただきまして、黄色のページ、125ページをお願いします。また、１枚はねて、126ページをお願いします。

令和７年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

歳入は、保険料の現年度分で２億6,681万4,000円、滞納繰越分で1,125万8,000円、また県支出金９億7,863万3,000円など、歳入合計といたしましては14億1,729万円でございます。

続いて、右側、歳出でございます。

主なものは、保険給付費の療養諸費で７億9,766万4,000円、高額療養費１億3,373万3,000円などで、歳出合計といたしましては13億6,340万7,000円でございます。

資料は１枚はねていただきまして、128ページをお願いします。

上から３段目の表、保険料の状況でございます。

一般被保険者の現年度分で、７年度の調定額は２億7,834万5,500円に対しまして、収入済額は２億6,681万4,000円で、収納率は95.9％でございます。

滞納繰越分は、７年度の収入済額として1,125万8,755円で、収納率は38.2％でございました。なお、不納欠損額として516万4,944円を処分いたしております。

以上が国民健康保険でございます。

続いて、資料１枚はねていただき、紫色の131ページをお願いします。

１枚はねて、132ページ、後期高齢者医療特別会計の決算説明書でございます。

上段の表は歳入でございます。

保険料は、現年度分が１億8,604万5,000円、滞納繰越分が19万円でございます。

また、各種繰入金6,717万3,000円を含めて、歳入合計としては２億7,707万6,000円でございます。

下段の歳出でございます。

２つ目の後期高齢者医療広域連合納付金２億4,824万5,000円が主なもので、歳出の合計としては２億6,809万8,000円でございます。

次に、右側の133ページ、表の３つ目、保険料の状況でございます。

現年度分の７年度の収入済額は１億8,604万4,800円で、収納率は99.4％でございます。

また、滞納繰越分は、７年度収入済額19万円で、収納率は9.7％でございます。なお、不納欠損額として67万2,200円を処分しております。

以上が後期高齢者の特別会計でございます。

続いて、１枚はねていただきまして、オレンジの135ページ、また１枚はねていただき、136ページをお願いします。

児童発達支援事業の会計でございます。

上段の表、歳入では、障害児給付費1,365万9,000円が主なもので、これは児童発達支援費として国保連合会から受け入れたものでございます。

歳入の合計は2,218万6,000円でございます。

次に、歳出、こちらは総務費の一般管理費、人件費が主なもので1,957万

7,000円、児童発達支援事業費の116万9,000円と合わせ、歳出総額は2,074万6,000円でございます。

表の下でございます。

あすなろの園の状況で、ページの一番下の利用状況でございます。

７年度は28人の方が登録及び利用されており、１日平均利用者数は5.5人でございました。

以上が児童発達支援事業特別会計でございます。

ページを進んでいただきまして、138ページをお願いします。

土地取得特別会計でございます。

歳入のほうでは、用地取得のために借り入れた町債が3,230万円で、合計は3,292万円でございます。

歳出におきましては、土地取得事業費が3,236万5,000円で、合計は3,264万9,000円でございます。

最下段の地方債の状況。

決算年度中に3,230万円を発行し、利子のみを償還したため、決算年度末の現在高といたしましては１億3,410万円でございます。

以上が土地取得特別会計でございます。

ページをはねていただきまして、139、140ページをお願いします。

こちらは水道事業会計の決算説明書でございます。

上段の表は、左から収益、費用、残高を記載しております。

左側の水道事業収益の計としては、金額２億486万9,700円でございます。

続いて、表の中央、費用欄。

水道事業費用の計といたしましては２億791万306円で、収益から費用を差し引いた残高は304万606円のマイナスとなっております。

続いて、資本の関係です。

資本的収入の計は3,856万円、表中央の資本的支出の計は１億6,933万1,363円で、収入から支出を引いた残高は１億3,077万1,363円のマイナスでございます。

この水道事業収支と資本的収支の残高を合わせますと、最終の合計残高といたしましては１億3,381万1,969円のマイナスでございます。

続いて、下段の表、企業債の状況でございます。単位は1,000円でござい

ます。

決算年度中に3,460万円を発行し、決算年度中に元金を１億2,423万9,000円償還したことにより、一番右列、決算年度末の現在高は15億6,182万7,000円でございます。

以上が水道事業会計でございます。

資料は１枚はねていただき、142ページをお願いします。

公共下水道事業会計でございます。

左側の下水道事業の収益の計といたしましては７億2,491万1,830円、また表の中央、費用欄の下水道事業費用の計は６億8,231万4,004円で、収益から費用を差し引いた残高は4,259万7,826円でございます。

続いて、資本の関係でございます。

資本的収入の計は３億9,540万1,000円、また資本的支出の計は５億9,240万4,130円でございます。収入から支出を引いた残高は１億9,700万3,130円のマイナスでございます。

この下水道事業収支と資本的収支の残高を合わせますと、最終合計残高といたしましては１億5,440万5,304円のマイナスでございます。

続きまして、下段の企業債の状況。単位は1,000円でございます。

決算年度中に３億6,290万円を発行し、また決算年度中に元金を５億1,270万5,000円償還したため、一番右列、決算年度末の元金の現在高は39億7,182万7,000円でございます。

以上が公共下水道事業会計でございます。

以上、簡単ではございますが、令和７年度の決算説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いします。

議　長　それでは、監査報告を求めます。

監査委員　坂悟君。

５　番　それでは、監査報告を行います。

令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算、令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和７年度安八郡安八町公共下

水道事業会計決算につきまして、８月26日、27日の両日にわたり、鈴木監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました令和７年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、３つの観点から監査を行いました。

１つ目として、予算の執行は議会の決議の趣旨に沿い適正・効率的に執行されているか。２つ目として、決算の数値は正確であるか。３つ目として、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえて慎重に審査を行いました。

審査の結果は、予算の執行は議会の決議の趣旨に沿い、事業につきましては、第六次総合計画及びその実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認しました。なお、財産についても適正に管理されていました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の６の規定のとおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

また、令和７年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査を行いました。

本審査を終えて、以下のことを要望します。

町の運営は町民の税金によって成り立っているものですので、公平公正を念頭に行政運営を行っていただき、バランスのよい住民サービスの提供を心がけてください。

工業団地の造成が進む中、民間開発も行われ、安八町は大きく変わりつつあります。行政もこの変化に対応できるよう、ますますの努力をお願いします。

また、財政状況につきましては、厳しい中でも徐々に改善の傾向が見られます。今後は、財政の健全状態は維持しつつも、事業の選択と集中により、将来のビジョンを見据えた投資をしていくことも重要と考えます。誰もが元

気で明るく過ごせる安八町を目指し、努めていただきますよう要望します。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

議　長　ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第７号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、認定第１号から認定第７号までは会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたします。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、９月９日から９月17日までの９日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。よって、９月９日から９月17日までの９日間を休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、９月18日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりいただきたいと思います。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、終了いたします。

（散会時間　午前11時47分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年９月８日

議　　長　　大　平　文　雄

議　　員　　栗　原　宏　行

議　　員　　渡　辺　康　司

令和８年９月１８日（第２日）

議　　事　　日　　程　（令和８年９月18日第２日）

日程第１		会議録署名者決定
日程第２		一般質問
日程第３		特別委員会報告
日程第４		常任委員会報告
日程第５	議 第 39号	安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第６	議 第 40号	安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第７	議 第 41号	安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第８	議 第 42号	安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第９	議 第 43号	安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議 第 44号	令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）
日程第11	議 第 45号	令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第12	議 第 46号	令和８年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第13	認定第１号	令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第２号	令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第３号	令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第４号	令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第５号	令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18　認定第６号　令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
日程第19　認定第７号　令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について

１、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長　大　平　文　雄

○出席議員（10名）

１番　栗　原　宏　行	２番　渡　辺　康　司	３番　西　松　幸　子
４番　傍　嶋　邦　博	５番　坂　　悟	６番　渡　邊　裕　光
７番　石　原　英　一	８番　大　平　文　雄	９番　岩　田　譲　治
10番　山　中　美惠子		

○欠席議員（なし）

１、地方自治法第121条第１項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田　立	副町長	山田　恭
教育長	棚橋　剛	会計管理者	坂　和由
総務課長	河合　一	税務課長	堀迫秀紀
秘書広報・地方創生推進室長	桑原　毅	基盤整備統括監	大平共美
生活環境課長	古澤文秀	福祉課長兼安八温泉所長	山田　靖
こども家庭課長	定益直子	まちづくり推進課長	平田恵一
農政課長	今村厚士	教育課長兼ハートピア安八館長	梅村明広

１、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長　松岡政司　　書記　川添順子

（開議時間　午前10時00分）

議　長　皆さん、おはようございます。

ただいまより令和８年第３回安八町議会定例会の２日目を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまより令和８年第３回安八町議会定例会の２日目を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議　長　日程第１、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、３番　西松幸子さん、４番　傍嶋邦博君に指名いたします。

議　長　日程第２、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方に申し上げます。再質問は２回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、３番　西松幸子さん。

３　番　おはようございます。

９月11日安八豪雨から50年を迎え、安全祈願祭が行われました。９月12日は50年を節目とし、町防災の日と定めた記念式典が盛大に催されました。

９月は防災の月です。防災についてとほか２点、質問をさせていただきます。

まず初めに、災害級の暑さの中発生した熊本地震について。

７月28日、熊本に最大震度７の地震が発生しました。亡くなられました皆様の御冥福をお祈りし、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

このたびの地震では、地震発生から10日たっても雑魚寝で、段ボールを広げ、その上にマットを敷いての生活を強いられ、また男女が同じ避難所で過ごしていてパーティションも低いため、20代の女性は着替えができない状態が続いている避難所がありました。こうした状況は避難所格差であり、標準化されていない、プライバシーが確保できていないと専門家は訴えています。

こうした状況から世界に目を移しますと、避難所を充実させるスピード感

に圧倒的な差があります。

２年前、台湾東部の花蓮県地震では、発生から４時間後には避難所の体育館にはテントが張られプライバシーが保護され、簡易ベッドも備え付けられ、シャワーの設営も完了。多くのボランティア団体からも十分な量の食料や衛生用品が持ち込まれ、極めつけは被災者を癒やすマッサージまで実施されていました。

一方で、避難所先進国イタリアでは、テントやベッド等の居住スペースやトイレなどの設備を発災から６時間以内に構築、災害発生後48時間以内にＴＫＢ、いわゆるトイレ、キッチン、温かい食事の提供、ベッドを含む全ての必要な資機材が整うことが仕組み化されています。

イタリアと比べ、日本では設備が整うまでに時間がかかり、場所により避難所格差が生まれています。

当町では、岐阜県全域や西南濃町村会で災害時相互応援協定を結んでいます。県外では福井市とも協定を結んでいます。また、各種企業とも協定を結んでいます。災害が発生した場合に、素早くトイレ、キッチン、ベッドなどの設備が構築されるよう日頃から準備してください。

能登半島地震の折に備蓄について質問をしました。今回の熊本地震でも断水が発生しました。断水時に必要な簡易トイレ、使い捨ての下着、水のいらない全身キレイセット、全身キレイセットとは、水を一滴も使わずに全身を清潔に保てるものです。ノンアルコールタイプで肌の弱い子供から高齢者まで使えます。心身ともに弱っている被災者にとって、体だけでもさっぱりできることが想像以上に心の支えになります。

また、これまでの災害で避難所での口腔ケアがしっかりされず災害関連死へとつながっていきました。これからは口腔ケアの重要性もしっかり周知し、災害関連死を予防しなければならないと考えています。

熊本地震から１か月以上が過ぎ、断水は解消されましたが、猛暑の中、約1,800名の人が今まだ避難生活をしています。高齢者世帯が増え、ポリタンクは重く、自助がままならなくなっています。人口が減った地方は自治体職員の数も少なく、公助も追いつかない。全国から支援物資は寄せられているが、集積場所から被災者の手元までの最終区間、ラストワンマイルの課題が残っています。

そこで、次の３点について伺います。

１．ＴＫＢ設備の構築について。避難所に必要なトイレ、キッチン、ベッドの準備はどの程度できていますか。また、設営するまでにはどれくらいの時間を想定していますか。

２．断水時の備蓄について。災害時には断水が想定されます。簡易トイレ、使い捨ての下着、水のいらない全身キレイセットなどの備蓄はされていますか。

３．自助・公助・共助について。避難生活において高齢者世帯は水や物資を取りに行くことが困難になることが想定されます。そうした方々を含め、物資を被災者まで届ける手配の計画はできていますか。

２番目に、水道基本料金免除の継続を。

当町では、物価高騰重点支援地方交付金事業として、１．１人5,000円のクーポン券配付、２．水道基本料金４か月分、４月から７月免除、３．省エネエアコン買換え事業５万円補助、４．中学生の給食費無償化交付金を利用の４事業を実施され、町民の皆さんから、生活が潤いあちこちからお元気な声が届いています。また、９月１日から指定ごみ袋大・小の無料配付も行われています。物価高騰の影響を受ける町民の皆さんの経済的負担軽減を図る事業です。

今回、水道基本料金４か月分の免除を実施していただきました。町民の皆さんからは大変喜ばれていますので、物価高騰が続いている中、引き続き継続をお願いできないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

議　長　総務課長　河合一君。

総務課長　西松幸子議員の御質問、１．災害級の暑さの中発生した熊本地震についてお答えをいたします。

１点目のＴＫＢ設備の構築について、いわゆるトイレ、キッチン、ベッドについてでございます。

町の具体的な備蓄品目として、トイレについては昨年度トイレトレーラーを１両導入したほか、ラップ式トイレを含む簡易トイレが220基、キッチンについては大型炊き出し釜が６釜、大型炊飯器が５釜、電気ポットが10個、調理用品セットが５組など、またベッドについては段ボールベッドが70床、毛布が950枚、寝袋が100袋などを備蓄しています。

発災後、ＴＫＢの設営にどれくらいの時間を想定しているかについてでございますが、何時間以内に設営するといった具体的な時間や目標を一律に設定することは災害規模や道路状況など様々な要因に左右されるため設定は難しいものと考えておりますが、できる限り早い段階で設営したいと考えております。

今回もその取組の一環として、９月12日には町総合体育館において全職員を対象とする避難所運営訓練を実施いたしました。今後も実践的な訓練を重ね、災害時に迅速かつ的確に避難所の設営ができる体制の構築に取り組んでまいります。

また、炊き出しについても被災を免れた場合の学校給食センターで行うとともに、地域においては各地区の皆様による炊き出しが円滑かつ効率的に行えるよう、平時からの防災訓練の機会を活用し、大型炊き出し釜などの調理器具の使用方法や調理方法を学び経験を積んでいただくことで、温かい食事の提供体制を構築し、災害時の対応力を高めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の断水時の備蓄についてでございます。

当町では、先ほど申し上げました簡易トイレの備蓄のほか、ドライシャンプーを50本、約700回分を備蓄していますが、使い捨ての下着、また水のいらない全身キレイセットなどの備蓄は現在のところ行っておりません。

断水時の備蓄としては、生命を維持するための飲料水は備蓄をしておりますが、町が住民の避難生活において使用する全ての物資をあらかじめ備蓄しておくことは非常に困難でございます。議員御提案の使い捨て下着や水を使わず体を清潔に保つ用品は町で備蓄するには限界があることを踏まえ、まずは個人で準備していただけるよう引き続き周知啓発を行ってまいります。

最後に、３点目の自助・共助・公助についてでございます。

大規模災害が発生した場合には役場職員自身も被災する可能性があり、行政だけで全ての支援を行うことには限界がございます。しかしながら、高齢者や障害のある方など、支援を必要とする方へ物資を確実に届けるラストワンマイルへの対応は重要な課題であると認識をしております。

災害時の物資供給は、災害の規模や被災状況にもよりますが、町は指定緊急避難場所である各地区の一時避難場所や町が指定した場所へは必要な物資を届けることは可能であっても、個々の世帯に届けることは非常に難しいも

のと考えております。したがいまして、物資を自ら取りに行くことが困難な方への支援については、自治会、民生委員、社会福祉協議会など、地域の皆様の役割が不可欠でございます。

そのため、今後も防災訓練などを通じて平時から顔の見える関係を築き、どのように物資を届けていくのか、地域の皆様と共に全体で支え合う防災体制の強化に今後も努めてまいります。

以上、西松幸子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

議　長　町長　岡田立君。

町　長　それでは、引き続き水道料金免除の継続をについてお答えをさせていただきます。

物価高騰が長期化する中、国の施策に呼応して町民の皆様に生活に対する経済的な負担を軽減することは町といたしましても重要であるというふうに認識をしております。

国は、物価高騰対策支援策として、令和５年度からエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた消費者や事業者への支援を目的に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設いたしました。安八町ではこの交付金を活用し、これまでに増し増しクーポン事業や社会福祉施設、営農組織等への支援事業など、多岐にわたり支援をしてまいりました。

今事業につきましても、４月から７月分の水道基本料金４か月分について減免を実施させていただき、その他にも暮らし応援クーポン配付事業、省エネエアコン買換え補助事業、町指定ごみ袋の無料配付事業なども実施しておるところでございます。

議員から町民の皆様方に喜ばれているという御意見をいただき、私自身、よい支援ができてよかったなというふうに感じているところでございます。ただ、議員御提案の水道料金の減免の延長につきましては大きな財源が必要となり、現在の町の財政状況を鑑みますと、国の補助なくしての継続は困難であるというふうに考えております。

今後、国からの交付金の追加などがございましたら、その時々に必要な支援策を幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、西松幸子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔３番議員挙手〕

議　長　西松幸子さん。

３　番　御答弁ありがとうございました。

最近の異常気象や地球温暖化等により、線状降水帯による大雨などでいつ災害が起きるか分からない昨今です。南海トラフによる大地震も心配されています。災害マニュアルを日頃から準備し、活動者間で共有してください。

避難所が開設されますと、これまで災害関連死が多数出ています。車中泊や持病の関係等もありますが、口腔ケアをしっかりすれば防ぐことができますので、口腔用ウエットティッシュの備蓄をぜひお願いしたいと思います。

水道料金免除の関係では、国からの交付金の折にはぜひ継続して免除をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議　長　答弁は要りませんね。

３　番　はい。

議　長　引き続きまして、４番　傍嶋邦博君。

４　番　議長の承認をいただきましたので、私からは安八町財政の改善に向けてというタイトルで地方財政について質問をいたします。

皆様のお手元に別添資料のほうがあると思いますので、お手元の参考資料１を御覧いただきながらお聞きください。

表の１番目、将来負担比率。こちらは将来財政を圧迫する可能性を示すものですが、令和７年度は45.2％で前年度と比較して5.5％の減。表の２番目、経常収支比率、こちらは収入に対して支出の割合を示したもので、令和７年度は88.2％で前年度対比0.6％の減。表の３番目、実質公債費比率。こちらは収入に対して借金の返済額の割合を示すもので、令和７年度は11.8％で前年度対比は1.1％の減。表の４番目、地方債現在高。こちらは普通会計の借金の額になります。こちらは52億7,030万5,000円で、前年度対比３億6,653万4,000円の減。表の５番目、財政調整基金ですが、こちらは安八町の貯金の額になります。令和７年度の残高は９億9,706万3,000円で、前年度対比2,459万5,000円の増でした。前年度と比較して、重要項目の全てが少しずつではありますが改善されております。

改善されているのは大変喜ばしいことではありますが、県内の自治体はどんな感じなのか比較をしていきたいと思います。

お手元の資料３ページ目、別紙１を御覧ください。

こちらは、県庁の令和６年度決算に基づく資料ですが、安八町の水色の中段より下ぐらいですかね、網かけをさせていただいております。実質公債費比率は県内で下から２番目、将来負担比率においても県内で下から５番目の数値になっております。

続いて、全国とも比較してみたいと思いますので、ページは２ページ目になりますけど、参考資料２のほうを御覧ください。

まずは中段、全国ランキングですが、経常収支比率はなかなかよい順位についていますが、実質公債費比率は1,741市区町村中1,648位、将来負担比率についても1,475位と低い水準になっております。

同じ資料の下段、全国の類似団体とも比較してみました。

こちらは、人口等で分類された安八町と同じ町村Ⅲ－２型という自治体の68団体との比較になっております。将来負担比率、経常収支比率は真ん中よりも上の順位になっておりますけど、こちらも実質公債費比率が68団体中65位と大変低い順位を示しております。

同じ資料の上段を御覧ください。

こちらは、令和７年度の安八町の財政を1,000分の１にして家計に例えてみました。

表の一番右、ローン返済とありますが、実質返済はこの額よりも多く支払っています。新規の借入れもありますので、その分を差引きしてありまして、ローン残高減少額と読み替えてください。

こちらを見る限り、一言で例えるならば自転車操業。昨年度より改善できたからといって喜んでばかりいられないのが現状かと思われます。

また、今後は企業誘致が順調であるがゆえの企業立地奨励制度の奨励金や、小・中学校の体育館、総合体育館の空調整備、そして北部公園の整備や行く行くはアンヒルパークの整備等、近年中に大きな資金が必要となる事業が次から次へと控えております。

そこで質問いたします。

質問１といたしまして、令和７年度の町財政についてどのように評価してみえるか、見解を求めます。

続きまして、質問２、企業立地奨励制度、体育館空調整備、北部公園の整

備にはどのくらいの資金を見込んでいますでしょうか。事業ごとの資金計画とその総合計を教えてください。また、このほかに大きな資金のかかる事業があれば、それについてもお答えください。

質問３、町財政の改善に向けて、短期、中期、長期の目標について具体的数値目標をお聞きいたします。参考資料１の５項目について、令和８年度短期、そして中期、長期の数値目標をお答えください。よろしくお願いいたします。

議　長　副町長　山田恭君。

副町長　ただいまの傍嶋議員の御質問、安八町財政の改善に向けての１つ目の御質問、現在の財政状況をどのように評価しているかにお答えいたします。

当町の財政状況といたしましては、工業団地等の企業誘致も順調であり、将来的に税収の増加も見込まれるところではございますが、それまでの期間は厳しい財政運営が続くと考えております。

７年度の財政指標につきましては、財政調整基金をはじめとした基金の積み増しをしていること、またスマートインターチェンジの建設に係る地方債の償還が進んでいることもあり、３年続けて改善いたしております。まずは、その点について一定の評価ができるものであるというふうに思っております。

今後も財政指標の改善に努め、健全であるという状態を維持し、安八町の発展につながるような事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、２点目の御質問、企業立地奨励金、体育館空調整備、北部公園整備の３つの事業に総額どれだけかかっているかということでございます。

まず、企業立地促進条例に係る奨励金につきましては、現時点では総額30億円程度というふうに見込んでおるところでございます。

しかしながら、交付税措置、地域未来税制というものでございますが、これらの活用や、補助額に一定の制限を設けるということなどにより町の負担を軽減し、補助総額を半分程度に抑えられる見込みでございます。

次に、小・中学校の屋内運動場の空調整備については、現在整備中の小学校を含め５億円程度かかる見込みでございます。

財源は、国庫補助金が50％、残り50％を地方債で賄います。なお、この地方債には50％の交付税措置がございます。半分返ってくるということでございます。

また、北部公園の整備については事業費５億円程度を見込み、財源は国庫補助金が50%、残額は地方債が45%、一般財源が５%という内訳でございます。この地方債には30%の交付税措置がございます。

以上のことから総額は概算で40億円程度となりますが、交付税措置を加味した実質的な町の負担は20億円以下であると見込んでおります。

続いて、３つの事業のほかに大きな資金がかかる事業はあるのかというものでございますが、これにつきましては、まず一般廃棄物最終処分場及びエコドームの建設、アンヒルパーク及び総合体育館の空調工事など、大規模な改修が上げられます。

処分場及びエコドームの建設につきましては、これまでも進めさせていただいているところでございます。アンヒルパーク及び総合体育館につきましては、施設も老朽化し、公園としての機能も低下し、また防災の拠点としての機能としての観点からも整備が急がれるところであり、改修のための検討を始めているところでございます。

そのほかにも老朽化している施設等が多く、順次改修を行っていかなくてはなりません。中でも、安八温泉は民間活力の導入を見据えたリニューアル、給食センターに関しましては、現在具体的な改修計画を持っているわけではございませんが、中央公民館を含め大規模改修が必要であると考えております。

これらにつきましては、今後10年以上の長期的な期間をかけ整備改修していくものでございますが、少なくとも20億円以上かかるのではないかというふうに見込んでおります。

次に、３点目の御質問。短期、中期、長期の財政目標数値はどうかというものでございます。

財政指標の数値目標につきましては、第六次総合計画において令和９年度の目標として経常収支比率が76%、実質公債費比率が11%といたしております。数値目標を掲げているのは、この２項目のみでございます。

達成状況でございますが、現在の経常収支比率88.2%で、近年の物価高、人件費及び扶助費等の上昇により高止まりの傾向にあり、76%という目標の達成は困難な状況でございます。

実質公債費比率につきましては、11.8%で目標に近づいているといえます。

議員御質問の短期、中期、長期の財政数値目標の設定はいたしておりません。いたしておりませんが、短期として令和８年度決算における財政数値の見込みは、将来負担比率は40.0％、経常収支比率は88.5％、実質公債費比率は11.5％、地方債残高は49億9,020万円程度、財政調整基金は同じく15億円程度ということで、経常収支比率を除き改善する見込みでございます。

また、中期見込みといたしまして、ここ５年から10年の間が企業立地促進奨励金や公債費の増により実質公債費比率は13％超えまで上昇いたしますが、起債の償還も進み、将来負担比率は40％を切っていく見込みでございます。

経常収支比率は80％台後半と変わらず、財政調整基金については現在の10億円を維持する形を想定いたしております。それ以降、長期見込みといたしましては、大型事業も一段落し税収増となり、また地方債の償還が一層進むことから、数値の改善がさらに期待されるものと考えております。

以上、傍嶋邦博議員の質問の回答とさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

議　長　傍嶋邦博君。

４　番　ありがとうございました。

何か聞いていると結構いい感じには聞こえるんですけど、大きな資金がかかってきて、これからいわゆる借入れが増えていくというのも確かなことで、ちょっと先ほどお答えされていなかった点をお聞きしたいと思います。

まず１点目にお聞きしたいんですけど、地方債の発行をしていく上で一番ピークというのは令和何年後、今から何年後を想定されているでしょうか。

あと、この先のことになるんですけど、ピークを迎えたときの年度以降の債務償還の原資ですね。そちらの計画というのは何を基に考えているのかというのがちょっと出てこなかったので、原資が何を想定してみえるかというところをちょっと教えてください。

あと３点目、今回、安八町は各大学と協定を結んでみえると思うんですけど、こういった財政のことって大学のほうと御相談ってされたことがありますでしょうか。３点お願いいたします。

議　長　よろしいですか。

４　番　はい。

議　長　山田恭君。

副町長　まず、地方債のピークはいつぐらいかということでございますが、これからどのような地方債を幾らぐらい借りていくかということにもよりますので、その発行、要はこれから借りていくわけでございます。いろんな今言った事業をやっていくわけで、地方債なしではどの事業も進まないと考えておりますので、それをいつどのくらいの額を借りていくかという形を想定しなければなりませんが、今のところのシミュレーションによりますと、そうですね、近年、今年は令和８年ですから今ぐらいが割とピークであって、ここ２年ぐらいがまただんだん少なくなっていって、その借り具合によっては９年後、令和16、17辺りがもう一回ピークが来るのかなあと。

15年の償還になりますし、その事業をいつやっていくかによって当然いつ借りてそれで返していくかという形がありますので、先ほど申しました総合体育館、アンヒルパークであるとかそういったものを、あと安八温泉とかをいつ事業化するのかによって、当然いつ起債をするのかによりますので何とも言いかねる部分がございますが、今が割とピークで減っておるのは確かだろうというふうに考えております。

それを借りていけばまた多少増えていきますが、当然償還は進んでいくというふうに考えておりますので、将来借りるのをなしでいつがピークかといったら、今がピークに近いというふうに考えております。要は過去で下水道事業でありますとか、あとスマートインター、あの辺の償還が今この数値を悪くしておりますので、これも当然年数がたっていけばどんどん償還が進みますので数値としては下がっていくという形ですから、これからのこと、要するに今はどうかと言われれば今が割とピークかというふうに考えておるところでございます。

あと、地方債の原資というふうにお伺いしたんですけれども、要は……。

〔「償還原資ですね」の声あり〕

副町長　償還原資。償還原資は税収しかございません。

安八町の財源は地方交付税と税収しかございませんので、他の市町のように例えば電源立地の交付金とかそういう特定の財源とか、そういったものが全くございませんので、いかに税収を上げていくかと。

税収が上げれば交付税が下がっていくもので、また何とも言えない部分があるんですけれども、とにかく収入を増やしていくしかないというふうに考

えております。そのために企業立地を進めて税収を増やしていく、あるいは定住人口を増やしていくという形でございますので、要は償還の原資は何かと言われれば税収ですと言うしかございません。

あと、大学とこういう協議をしているかということでございますが、私が知る限りそういった協議はいたしておりません。

〔４番議員挙手〕

議　長　傍嶋邦博君。

４　番　ありがとうございました。

償還の原資について、税金というのは当然なんですけど、ちょっと私のお聞きしたい系統とちょっと違ったんですが、どのような計画でその分をつくっていくのかという、いわゆる返還する分を確保していくのかという計画をちょっと聞きたかったんですけど、すみません、いいです。

実際、今の全国ランキングとかでも見ていただいたように、将来負担比率も悪かったんですけど、実際その類似団体の中ではかなりいいほうにもなっていますんで、実際はこの実質公債費比率のほうを下げていくのが今後の課題なのかなと思って私も見させてもらっていました。

方法としまして幾つかお話がありましたが、私から本当は４点ほど提案させていただこうかなと思っていたんですけど、２点ほどお話が出ましたので２点だけちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず１点目なんですけど、上下水道特別会計や、あと国民健康保険、後期高齢者医療特別会計のほうですね、こちらのほうも少し改善に注力していただいて、一般会計からの繰り出しが結構年々かさんでいっているような感じになっています。ですので、こちらを少しでも抑えていただきたいなと思います。これについては委員会でも少し触れましたが、収納率の向上にも努めていただけたらと考えております。

あともう一点、これが実務的に非常に重要になってくるのではないかなと私は思っているんですけど、起債してもいい事業と起債を避けるべき事業というのをしっかり分けることが大事かなと思っています。

近年中ですと、北部公園の整備のように国や県から補助金が多いからといって大型事業にぽんと飛びつくというのは、ここ近年中は避けるべきではないかなと。補助金がなくても町としてこの事業は必要だという視点が今の安

八町には重要なのかなと思っております。

そこで、町長に再々質問をさせていただきたいと思います。

私は、岡田町長と山田副町長はとても計画的で細部まで行き届いた目標設定をして町運営をされる方だと信じています。先ほど数字を並べていただきましたが、実際今後借りていくこの40億ですね、資金がかかる40億のことを考えると本当にその数字になっていくのかというところの調整って必要だと思うんです。

ぜひともこの参考資料１の５項目の長期目標まで、中期、長期を設定していただくことはできないでしょうか。この１点だけ、町長、お願いします。

議　長　町長　岡田立君。

町　長　お答えをさせていただきたいと思います。

まず、北部公園の関係で今少しお話がございましたが、この北部公園につきましてはもう10年来、十何年来の結地域からの悲願でございまして、それにようやく手がつけられたということで、決して飛びついてやったというようなものではないということだけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

あと、これからのいろんな計画ではございますけれども、やはり本当に様々なところで老朽化をしてきておりまして、施設そのものの運営が非常に困難になってきている施設もある状況下の中で、やはりその計画の年度をどうずらしていくか、どう調整していくか、そこだけがこれからのポイントになってくるとは思いますが、やはり傍嶋議員が御心配なされているとおり、財政が悪くできるだけにならないような着手時期、そういったところをしっかりと見詰めながら執行部内部でしっかりと協議を進めながら進めていきたいというふうに思っておりますので、またその都度その都度、皆様に御相談をかけさせて進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

４　番　計画は。長期計画をつくってもらっているかどうかを聞きたかったんです。

町　長　長期計画とおっしゃられましても、今、企業誘致のほうがある程度、進出企業は見えてまいりましたけど、やはり企業さん同士で建設時期をかなり調整をいろいろされていて、本当に、今は令和９年ですけれども、多分着手が10年後ぐらいになる企業さんもございまして、ちょっと今のところなかなか

その税収の見込みというのが今のところちょっと把握をできない状況でございます。

これがもう少し二、三年かかるとそういったところもしっかりと見えてくると思いますので、そのときにはしっかりと計画等を持ちながら進めさせていただきたいというふうに思います。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔４番議員挙手〕

議　長　傍嶋邦博君。

４　番　ありがとうございました。

安八町財政が改善されることを祈念いたしまして、私からの一般質問を終わります。以上。

議　長　７番　石原英一君。

７　番　私からは、空中防除の今後の方向性はということで質問させていただきます。

米の収穫量や品質の安定確保を図るため、防除は欠かせません。そして、高齢化する農家や一斉防除による効果を考慮すると、現在のヘリコプターの空中防除は有効で、小規模ながら農業に携わっている私自身も毎年感謝しております。

しかし、非農家の方からは、窓を閉めなくてはいけないほど人体に害があるのかの疑問や、雨が続く間の貴重な晴れ間に洗濯物を干すことができない、早朝からヘリコプターの音がうるさいの苦情など、様々な声が毎年上がります。

農薬の説明、時間帯の調整、ヘリコプターからドローン移行による騒音軽減、町内の子供たちの給食利用による地産地消の貢献度など、町民と対話する中で納得はしていただけなくても一定の理解はいただけていると思います。しかし、利用者負担があるとはいえ、なぜ自治体が主導して防除に一般財源を使うのか、農家だけに優遇され過ぎてはないか、そういった声は非農家の割合が増え続ける当町では今後理解が得られにくくなっていくのではと感じています。

他市町村のように、協議会など外部で防除を運営する組織をつくり、自治体から補助金など助成の形として支援していく選択肢も視野に入れていく時

期ではないでしょうか。

もちろん、移行への課題は山積みでしょう。長い時間もかかると思います。しかし、自治体主導の防除は限界が来るのではと思います。

町としての今後の方向性を求めます。

議　長　農政課長　今村厚士君。

農政課長　石原英一議員の御質問、空中防除の今後の方向性はについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、水稲の病害虫防除は米の収穫量や品質の安定確保を図るため、農家を支える上で欠かすことのできない取組であると認識しております。

本町では、農家の負担軽減や作業効率、生産性の向上を目的に平成14年から空中防除を実施しており、地域農業を維持するための重要な役割を果たしております。その一方で、近年、農薬散布に対する不安や洗濯物への影響、ヘリコプターの騒音などについて御意見や御要望をいただいております。

実施に当たりましては、農薬取締法や航空法、国のガイドラインなどを遵守し、広報紙の掲載、地区掲示板への掲示、広報無線などを活用した散布日時の事前周知や農薬に関する情報提供に努めるとともに、比較的音の静かなドローンを一部導入するなど、防除方法の見直しを行っております。

議員御提言の農薬散布に関する運営主体につきましては、他市町ではＪＡ等が主体となり防除事業を実施している事例もございます。しかしながら、本町におきましては防除事業を担うことができる体制や人材の確保が課題であり、直ちに運営主体を移行できる状況ではありませんが、現在、農業関係団体や担い手などで構成する安八町病害虫防除協議会が組織されておりますので、今後本協議会への運営移行も選択肢の一つとして検討し、ＪＡ等にも協力を要請してまいります。

農業は本町の基幹産業であり、特に水稲は主要作物としてその生産基盤を維持することは町にとっても重要であると考えております。今後も地域農業の維持と住民理解の両立に努めながら、引き続き必要な支援を実施してまいります。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔７番議員挙手〕

議　長　石原英一君。

７　番　答弁ありがとうございました。

今、協議会の話が出ましたが、外部への移行も視野に入れてという形で理解をしました。

これは防除だけじゃなくて、例えば今課題となっているそういう協議会の中で、防除だけではなくてオペレーター不足のところでもオペレーターの交流をしていく中でオペレーターの交流の中で人員派遣とか、ほかのところへの人員派遣だったりとか、あと協議会として皆さんで考える安八町の特産品を販売まで一緒に考えて、栽培から販売まで全部一緒に考えていくというのをもう少しここを強めていけたらなと思います。

未来の安八町の農業のためにもう少し協議会などいろいろなものを利用しながら一緒に考えていけたらなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

再質問はございません。一般質問を終わらせていただきます。

議　長　１番　栗原宏行君。

１　番　ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私のほうからは２点質問させていただきます。

第１、農業者支援について。

近年の気温の高さは、人々の生活はもちろん、農畜産物の生産現場におきましても大きな負荷となっております。令和の米騒動の原因の一つに、高温障害による減収があります。本年も連日の酷暑にもかかわらず、農業者の方々は努力により無事収穫を迎えようとしております。

本来なら、農業者にとって収穫は喜ばしいことです。しかしながら、大変残念でありますが、令和８年度産は主食用米の増産、米余りによる多額の価格下落傾向があり、コスト指標米60キロの生産費２万535円を割り込み、ＪＡ概算金も前年比４割程度になると伺っております。

本来、需要がある加工米、米粉用米、輸出用米、飼料用米等バランスよく分散されれば回避できた可能性はあったかもしれませんが、近年、主食米の高騰により主食米の生産に偏ったと考えられます。

酷暑の中、生産に励んだ農家が再生産価格を割る赤字経営では安定生産を損ない、離農、または耕作放棄地の増加につながりかねません。また、令和

９年度から新たな米政策が始まります。安八町としまして、持続可能な産業として農業振興施策について担当課長の御見解を伺います。

質問２、食料品の消費税減税について。

昨今の急激な物価の高騰によりエンゲル係数28.8、これは2025年の指数です。これはまた1980年以来、44年ぶりの高水準ということで、大変高くなっております。

このように生活者にとって食料品の高騰は大きな負担になっており、食料品１％消費税減税は必要と考えます。

同様に、食料品生産を担う農家も、近年生産費の高騰に苦しんでいます。町内の多くの農家が免税事業者であると思われます。食料品の消費税減税に伴い、これまで販売時に受け取っていた８％の消費税が１％になるにもかかわらず生産資材等の支払いは10％のまま、この差額分を販売価格に転嫁できなければそのまま減収になります。

また、消費税の還付を受ける農業者にとっても、還付までの期間、資金不足が懸念されます。国において対応策を講じられていると報道がありますが、詳細はまだ不明であります。

生産現場の農家が混乱しては、安定的な食料の供給はできません。経営の見直しや税務処理の仕方など、対応策について農業者の支援の相談窓口を開設してはいかがかと思いますけど、担当者の御見解をお伺いします。以上です。

議　長　農政課長　今村厚士君。

農政課長　栗原宏行議員の１点目の御質問、農業者支援についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の夏場の気温の高さは農業者の皆様に大きな負担を与えており、米をはじめとする農畜産物の品質や収量への影響が懸念されております。

一方で、高温障害への対応に加え、肥料や農薬、燃料などの生産資材価格の高止まりが続く中、令和８年度産米においては主食用米の生産拡大などの影響から議員御指摘のとおり米価の下落が懸念されており、農業経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると認識しております。

農業は本町の基幹産業であるとともに、食料の安定供給はもとより、農地の保全や地域コミュニティーの維持など、多面的な機能を有する重要な産業

であります。そのため、農業者が将来にわたり安心して営農を継続できる環境づくりは大変重要であると考えております。

国や県の支援制度の活用を図りながら認定農業者や集落営農組織など担い手の育成確保に努めるとともに、スマート農業機械の導入や農地の集積集約化、省力化技術の活用など、生産性向上に向けた取組を支援してまいります。

また、水稲につきましては、需要に応じた米生産による経営の安定化を関係機関と連携して推進するとともに、今後の国の米政策の動向についても注視してまいります。

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、今回のような米価下落が続けば、議員御指摘のとおり、離農や耕作放棄地の増加につながることも懸念しております。本町としても、農業を地域の重要な産業と位置づけ、農業者が将来に向け安心して営農が継続できるよう、国・県、ＪＡなどの関係機関と連携しながら必要な支援の確保に向けて取り組んでまいります。

続きまして、２点目の食料品１％消費税減税についてお答えいたします。

食料品の消費税率引下げにつきましては、昨今の物価高騰対策として様々な議論がなされているところであり、家計への負担軽減につながる施策として関心が高まっているものと認識しております。

一方で、議員御指摘のとおり、農家においては、肥料や農薬、燃料などの資材価格が高騰しており、制度の内容によっては農業者の経営や資金繰り、さらには消費税の申告に影響が生じることも考えられます。

しかしながら、現時点での食料品の消費税率引下げに関する具体的な制度設計や農業者の支援措置について示されておらず、その影響を詳細に見通すことは困難な状況でございます。

今後、国の動向を注視するとともに、制度改正が行われた場合には、農業者の皆様が適切に対応できるよう、岐阜県、ＪＡ、税務署などの関係機関の専門的知見を活用し、必要な情報提供や関係機関への相談体制確保に努めてまいります。

以上、栗原宏行議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔１番議員挙手〕

議　長　栗原宏行君。

１　番　大変御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。

消費税に関しましてはまだ国の方針が定まっていないということで、今後発信次第、現場のほうへ丁寧に御説明いただきますようよろしくお願いします。

最後に、農業は命の糧である食料の生産以外に、最近よく発生するゲリラ豪雨等の洪水防止機能など多面的機能を有しており、また今週、町内で第三者事業継承で若手の新規就農者もありました。

今後も、地域を守るため、若い世代、担い手が農業を選んで地域を維持していけるよう、今後もよろしくお願いします。

質問はありません。

議　長　以上で、一般質問を終わります。

議　長　続きまして、日程第３、特別委員会報告を行います。

今定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されました。それの報告を求めます。

議会改革特別委員長　傍嶋邦博君。

４　番　議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和８年９月８日火曜日、午後１時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の報告、採決の方法として一括採決を導入する議会運営方法の変更については、賛成多数で導入することとしました。

本会議の動画配信について、近隣の運用指針を参考に継続協議していくこととしました。

来年度の議会報告会について、対象団体など継続協議していくこととしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議　長　日程第４、常任委員会報告を行います。

日程第５、議第39号から日程第19、認定第７号までは各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

まず、民生文教常任委員長　西松幸子さん。

３　番　民生文教常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和８年９月９日水曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第39号　安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第40号　安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第41号　安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第42号　安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第44号　令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第45号　令和８年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議第46号　令和８年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

認定第１号　令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり認定しました。

認定第２号　令和７年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号　令和７年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号　令和７年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第５号　令和７年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はございません。

その他といたしまして、委員会現地視察は中央公民館のトイレ改修工事を視察し、担当者から説明を受けました。

以上、報告を終わります。

議　長　引き続きまして、総務産建常任委員長　石原英一君。

７　番　本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記としまして、日時、令和８年９月10日午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第43号　安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第44号　令和８年度安八郡安八町一般会計補正予算（第３号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

認定第１号　令和７年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり認定しました。

認定第６号　令和７年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第７号　令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり認定しました。

少数意見留保の有無はありません。

その他としまして、委員会現地視察は農業用ドローンと青刈宮西２号線の農道整備工事箇所を視察し、担当者から説明を受けました。以上です。

議　長　以上で常任委員会報告を終わります。

議　長　これより討論及び採決を行います。

お諮りします。

日程第５、議第39号　安八町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第19、認定第７号　令和７年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。したがって、日程第５、議第39号から日程第19、認定第７号までを一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議　長　討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、委員長報告は可決であります。

本件について、委員長報告どおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長　異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和８年第３回安八町議会定例会を閉会といたします。

（閉会時間　午前11時11分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年９月１８日

議　　長　　大　平　文　雄

議　　員　　西　松　幸　子

議　　員　　傍　嶋　邦　博